

Ⅲ 調査及び臨時検査

1 福島県水道水質管理計画

水道水の安全性を確保するために「水質基準に関する省令」(平成15年5月30日厚生労働省令第101号)が公布され、これに伴い従前の監視項目に代わり新たに水質基準項目等が設けられました。

福島県では、水質検査が適正かつ計画的に行われるよう水質検査体制の整備を図ること、水質監視を体系的・組織的に実施することを目的として「福島県水道水質管理計画」を策定しています。

(1) 検査地点と実施項目

当計画では、計画取水量10,000m³/日以上 of 表流水又は5,000m³/日以上 of 地下水を利用する水源を水質監視の対象とし、本市管内の水質監視地点は表Ⅲ 1 (1)のとおりです。

表Ⅲ 1 (1)水質監視地点一覧

No.	水道水源		水質監視地点 (関連施設名)	実施項目
	区分	水系 (河川名)		
1	表流水	夏井川水系 (夏井川)	小川江筋取水口 (平浄水場)	水質管理目標設定項目、 NH ₃ -N、BOD、COD、SS、 T-N、T-P、THM生成能
2			下平窪取水場 (平浄水場)	
3		夏井川水系 (小玉川)	小玉ダム (平浄水場)	
4		夏井川水系 (好間川)	上野原浄水場取水口 (上野原浄水場)	
5		鮫川水系 (鮫川)	田部ポンプ場 (泉浄水場)	
6		鮫川水系 (四時川)	四時川用水路取水口 (山玉浄水場)	
7			四時ダム (山玉浄水場)	
8	地下水	浅井戸	法田第二ポンプ場 (法田ポンプ場)	水質管理目標設定項目、 THM生成能

(2) 検査結果

検査の結果、水質改善を要する監視地点は認められませんでした。

2 放射性物質の検査

本市では、「福島県飲料水の放射性物質モニタリング検査実施計画」に基づき、ゲルマニウム半導体検出器による水道水の放射性物質モニタリング検査を行っています。

(1) 検査頻度

週3回（一部施設については週1回）

(2) 検査項目、検査方法

放射性ヨウ素131、放射性セシウム134、放射性セシウム137

：水道水等の放射能測定マニュアル(平成23年10月厚生労働省健康局水道課)

(3) 検査地点

11浄水施設の配水

(4) 検査結果

検査結果は、すべての項目で検出されませんでした。

詳細は表Ⅲ2(4)のとおりです。

3 水道水の100L濃縮による放射性物質の測定

本市では、微量の放射性物質を測定するため、100Lの水道水を濃縮し放射性物質の測定を行っています。

(1) 測定頻度

年1回

(2) 測定項目

放射性ヨウ素131、放射性セシウム134、放射性セシウム137

(3) 測定地点

平浄水場、山玉浄水場

(4) 測定結果

測定結果は、通常検査の許容限度と比べても問題は認められませんでした。

(単位：Bq/kg)

採水場所	採水日	ヨウ素131	セシウム134	セシウム137
平浄水場(配水)	令和5年12月13日	<2.1	<0.0008	0.0012
山玉浄水場(配水)	令和6年1月12日	<0.13	<0.0007	0.0004

※検出限界値は、測定毎に異なります。

4 いわき市水道水源保護条例に基づく排水調査

本市では、水道水源の保全を図るため、「いわき市水道水源保護条例（平成4年3月30日いわき市条例第3号）」により、関係事業場に協力を求め排出水の調査を行っています。

(1) 調査頻度

年2回（6月、9月）

(2) 調査項目、調査方法

農薬：いわき市水道水源保護条例施行規則（平成4年10月30日いわき市規則第52号）
詳細は 表III 4 (2) の別表第1のとおりです。

(3) 調査事業場

ゴルフ場2事業場（規制対象外）

(4) 調査結果

調査の結果、許容限度と比べても問題は認められませんでした。

表Ⅲ4(2) いわき市水道水源保護条例基準

別表	規則	項目名	許容限度	単位	検定方法	
別表第1	第16条 第4条	殺虫剤	アセタミプリド	0.18	mg/L	ゴルフ場指針 (上水試験方法)
			アセフェート	0.0063	〃	
			イソキサチオン	0.008	〃	
			イミダクロプリド	0.15	〃	
			エトフェンブロックス	0.082	〃	
			クロチアニジン	0.25	〃	
			クロルピリホス	0.002	〃	
			ダイアジノン	0.005	〃	
			チアメキサム	0.047	〃	
			チオジカルブ	0.08	〃	
			テブフェナジド	0.042	〃	
			トリクロロホソ (DEP)	0.005	〃	
			ピリダフェンチオン	0.002	〃	
			フェニトロチオン (MEP)	0.003	〃	
			ペルメリン	0.1	〃	
		ペンシルタップ	0.09	〃		
		殺菌剤	アゾキシストロビン	0.47	〃	
			イソプロチオラン	0.26	〃	
			イプロジオン	0.3	〃	
			イミノクタジンアルベシル酸塩及びイミノクタジン酢酸塩 (イミノクタジンとして)	0.006	〃	
			エトリジアゾール (エクロメゾール)	0.004	〃	
			オキシシン銅 (有機銅)	0.04	〃	
			キャプタン	0.3	〃	
			クロロタロニル (TPN)	0.04	〃	
			クロネブ	0.05	〃	
			ジフェノコナゾール	0.03	〃	
			シプロコナゾール	0.03	〃	
			シメコナゾール	0.022	〃	
			チウラム (チラム)	0.02	〃	
			チオフェネートメチル	0.3	〃	
			チフルザミド	0.05	〃	
			テトラコナゾール	0.01	〃	
			テブコナゾール	0.077	〃	
			トリフルミゾール	0.05	〃	
			トルクロホスメチル	0.2	〃	
			バリダマイシン	1.2	〃	
			ヒドロキシイソキサゾール(ヒメキサゾール)	0.1	〃	
			フルトラニル	0.23	〃	
			プロピコナゾール	0.05	〃	
			ベノミル	0.02	〃	
			ペンシクロン	0.14	〃	
			ボスカリド	0.11	〃	
			ホセチル	2.3	〃	
			ポリカーバメート	0.03	〃	
		メタラキシル及びメタラキシルM (メタラキシルとして)	0.058	〃		
		メプロニル	0.1	〃		
		除草剤	アシュラム	0.2	〃	
			エトキシスルフロソ	0.1	〃	
			オキサジアルギル	0.02	〃	
			オキサジクロメソ	0.024	〃	
カフェンストロール	0.007		〃			
シクロスルファミソ	0.08		〃			
ジチオピル	0.0095		〃			
シデュソ	0.3		〃			
シマジソ (CAT)	0.003		〃			
チオベンカルブ	0.02		〃			
テルブカルブ (MBPMC)	0.02		〃			
トリクロピル	0.006		〃			
ナプロバミド	0.03		〃			
ハロスルフロソメチル	0.26		〃			
ピリブチカルブ	0.023		〃			
ブタミホス	0.02		〃			
フラザスルフロソ	0.03		〃			
プロピザミド	0.05		〃			
ペンシリド (SAP)	0.1		〃			
ペンディメタリン	0.1		〃			
ペンフルラリン (ベスロジソ)	0.08		〃			
メコプロップ カリウソ塩(MCPPカリウソ塩)、 メコプロップジメチルアミン塩(MCPPジメチルアミン塩)、 メコプロップPイソプロピルアミン塩 及びメコプロップPカリウソ塩 (メコプロップとして)	0.047		〃			
MCPAイソプロピルアミン塩及びMCPAナトリウソ塩 (MCPAとして)	0.005		〃			
トリネキサパックエチル	0.015	〃				

別表	規則	項目名	許容限度	単位	検定方法
別表第2	第16条	カドミウム及びその化合物	0.01	mg/L	排水基準
		シアン化合物	検出されないこと		
		有機燐化合物[*1]	検出されないこと		
		鉛及びその化合物	0.01	mg/L	
		六価クロム化合物	0.05	〃	
		砒素及びその化合物	0.01	〃	
		水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.0005	〃	
		ポリ塩化ビフェニル(PCB)	検出されないこと		
		トリクロロエチレン	0.03	mg/L	
		テトラクロロエチレン	0.01	〃	
		ジクロロメタン	0.02	〃	
		四塩化炭素	0.002	〃	
		1,2-ジクロロエタン	0.004	〃	
		1,1-ジクロロエチレン	0.02	〃	
		シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04	〃	
		1,1,1-トリクロロエタン	0.3	〃	
		1,1,2-トリクロロエタン	0.006	〃	
		1,3-ジクロロプロペン	0.002	〃	
		ベンゼン	0.005	〃	
		セレン及びその化合物	0.01	〃	
ホウ素及びその化合物	1	〃			
ニッケル及びその化合物	0.01mg/L	〃	K0102		
総トリハロメタン	0.1mg/L	〃	K0128		
農薬[*2]	[*2]	〃	ゴルフ場指針等		

*1 パラチオン、メチルパラチオン、チルジメトン及びEPNに限る。

*2 別表第1の項目名に掲げる農薬とし、許容限度は同表に掲げる値とする。

別表	規則	項目名	許容限度	単位	検定方法
別表第3	第4条	水素イオン濃度	5.8~8.6	-	排水基準 (上水試験方法)
		生物化学的酸素要求量	20(日間平均10) [*4]	mg/L	
		化学的酸素要求量	20(日間平均10) [*4]	〃	
		浮遊物質	50(日間平均25) [*4]	〃	
		窒素含有量	40(日間平均20) [*4]	〃	
		硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素含有量	10	〃	
		燐含有量	4(日間平均2) [*4]	〃	
		ノルマルヘキサン抽出物質含有量	5	〃	
		フェノール類含有量	0.005	〃	
		銅含有量	1	〃	
		亜鉛含有量	1	〃	
		溶解性鉄含有量	0.3	〃	
		溶解性マンガン含有量	0.3	〃	
		クロム含有量	0.2	〃	
		弗素含有量	0.8	〃	
		大腸菌群数	300	個/mL	
温度、外観及び臭気	異常でないこと		-		

*4 「日間平均」による許容限度は、1日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。

試験方法	詳細
ゴルフ場指針	ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁の防止及び水域の生活環境動植物の被害防止に係る指導指針(令和2年3月27日環水大土発第2003271号)
上水試験方法	上水試験方法(日本水道協会)
排水基準	排水基準を定める省令の規定に基づく環境大臣が定める排水基準に係る検定方法(昭和49年9月環境庁告示第64号)
K0102	日本産業規格K0102の59に定める方法
K0128	日本産業規格K0128に定める方法

5 航空防除影響調査

本市では、松くい虫対策として、航空防除薬剤散布が行われましたが、散布区域が水道水保護地域でないことから、影響調査は行いませんでした。

6 臨時水質検査

その他の計画外の検査は、次のとおりです。

(1) 苦情等検査

水質苦情及び相談が8件あり、うち7件の検査を行いました。

水質苦情等の種類の内訳は、着色に関するものが1件、異臭に関するものが2件、異物混入に関するものが3件、その他が1件でした。

(2) 水質事故に関する検査

水質事故はありませんでした。

(3) 漏水検査

配管漏水の有無を調べるトリハロメタンの定性検査は180件でした。

(4) 竣工検査

竣工検査である色度及び濁度の検査は98件でした。

